

立教大学個人情報保護委員会規程

施行	2006年5月26日
改正	2006年12月1日
	2008年7月24日
	2017年6月1日
	2021年3月9日
	2022年1月21日

(目的)

第1条 この規程は、立教大学個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）第45条に基づき設置する委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 立教大学（以下「本学」という。）における個人情報の保護に係る企画、推進、保護規程の解釈及び運用等につき審議し、保護規程の目的を実現するために、本学に立教大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 保護規程第44条に規定する個人情報保護統括管理責任者（以下「統括責任者」という。）
- (2) 人事部長
- (3) 総長室事務部長
- (4) 情報戦略委員会委員長
- (5) その他総長が指名する有識者2名

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第1号に規定する委員の任期は、総長が指定する期間とする。

2 前条第1項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、職務在任期間とする。ただし、任期途中で退任した場合には、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1項第5号に規定する委員の任期は、2年とする。

4 前条第2項に規定する委員の任期は、同条第1項の委員により構成される委員会の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する統括責任者をもってこれに充てる。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、緊急を要する事案が生じたときは、委員会の議決をまずに対応することができる。その場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

(委員会の審議等)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項につき審議する。

- (1) 個人情報保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 保護規程に基づく審議事項
- (3) 保護規程第44条に規定する統括責任者及び同規程第47条に規定する個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）から付議された事項
- (4) この規程その他個人情報保護に関連する規程の改廃に関する事項
- (5) その他個人情報保護に係る重要事項

- 2 委員会は、前項に掲げる審議をするに当たっては、管理責任者、保護規程第2条第13項に規定する勤務員等、その他委員会が必要と認めた者に資料の提出を求め、意見を聴取することができる。
- 3 委員会は、審議結果に基づき、前項に規定する者に助言、指導又は勧告をすることができる。
- 4 委員会は、審議結果に基づき、必要に応じて統括責任者を経て総長に報告又は提案することができる。

(小委員会)

第8条 委員会は、保護規程及びこの規程に規定する委員会設置の趣旨を達成するため、常置小委員会を設置する。

- 2 委員会は、保護規程及びこの規程に規定する委員会設置の趣旨を達成するため、必要に応じ、臨時小委員会を設置することができる。
- 3 委員会は、本学の業務における個人情報保護への具体的対応等を検討するため、個人情報保護実施小委員会を設置する。
- 4 前3項に規定する小委員会につき必要な事項は、委員会が別に定める。

(守秘義務)

第9条 第3条に規定する委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務)

第10条 この委員会の事務は、総務部が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て総長が行う。

附 則

この規程は、2006年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、2006年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年3月9日から施行し、2020年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。